

2023年12月26日

吸収分割にかかる事後開示書面

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地12
株式会社エルテス
代表取締役社長 菅原貴弘

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
株式会社JAPANDX
代表取締役社長 菅原貴弘

株式会社エルテス(以下、「エルテス」といいます。)及び株式会社JAPANDX(以下、「JAPANDX」といいます。)は、株式会社JAPANDXを吸収分割会社、エルテスを吸収分割承継会社とし、2023年12月26日を効力発生日として、JAPANDXの完全子会社である株式会社メタウン株式の保有による同社事業に関する管理事業に関する権利義務をエルテスに承継させる吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)を行いました。

本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2023年12月26日

2. 吸収分割会社における事項(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第1項に基づく略式吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第784条第1項に基づく略式吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

JAPANDXは、新株予約権を発行しておらず、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

JAPANDXは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年11月20日付で官報公告を行い、また、知っている債権者に対して各別に催告を行いました。が、会社法第789条第1項

の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における事項(会社法施行規則第189条第3号)

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第796条第2項に基づく簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第796条第2項に基づく簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

エルテスは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年11月20日付で官報公告及び2023年11月21日付で電子公告を行いました。が、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第189条第4号)

エルテスは、本件効力発生日である2023年12月26日をもって、本件契約に定める事業に関する資産、債務、契約上の地位及びその他の権利義務を承継しました。

なお、本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産の額は、1,581,300,000円であり、負債の額は1,578,600,000円です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日(会社法施行規則第189条第5号)

2024年1月4日(予定)

6. その他重要事項(会社法施行規則第189条第6号)

該当事項はありません。

以上